

こども未来部

## 議案第139号から議案第145号までの総括説明

議案第139号から議案第145号までの総括資料について説明  
させていただきます。

資料2ページをお願いします。

児童福祉法等の改正内容についてであります。

1点目の「虐待行為を規定した箇所の改正」についてであります  
が、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を創設され、児  
童福祉法第33条の10第1項各号等に、職員が行ってはいけない虐  
待行為が規定されたものであります。

2点目の「地域限定保育士の一般制度化」についてでありますが、  
これまで国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士が  
一般制度化されたものであり、登録した都道府県等においてのみ保  
育士として業務を行うことができ、登録後3年経過し一定の勤務経  
験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業  
務を行うことが可能な資格制度として創設されたものであります。

3点目の「健康診断方法の改正」についてでありますが、各保育所  
等における子どもの健康管理の円滑な実施に資するよう、母子保健

法第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査、いわゆる乳幼児健診の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、保育所等の長等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとしたものです。

4 点目の「各職員の任用要件への「こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者」の追加」については、こども家庭福祉に関する専門的なカリキュラムを修了した者である「こども家庭ソーシャルワーカー」を乳児院や母子生活支援施設等に配置される職員の任用要件に加えることとしたものであります。

資料 3 ページをお願いいたします。

2 ページの改正内容をうけて、改正された内閣府令等（基準）の一覧になります。

資料 4 ページをお願いします。

各議案と、このたびの改正内容を一覧にしたものでございます。

以上が総括資料の説明となります。

各議案の説明は、個別の議案ごとにまとめております。